

令和5年3月7日

伊勢崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

伊勢崎市農業委員会
会長 高橋 清氏

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会において「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

伊勢崎市は、関東平野の北西、群馬県南部、赤城山麓の南に位置し、北部に一部丘陵地があるほか、ほぼ平坦であることから、農業においては、耕種（農作物）農業と畜産農業が盛んな地域である。農地の状況は、全国的な傾向と同様に、農業従事者の高齢化や後継者不在等が問題となっており、今後更なる遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。また、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、「農地等の利用の最適化の推進」が一体的に進んでいくよう、伊勢崎市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和12年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地率（B/A）
現 状 （令和4年3月）	4,310ha	39ha	0.90%
3年後の目標 （令和7年3月）	4,140ha	22.5ha	0.54%
目 標 （令和13年3月）	3,800ha	9.5ha	0.25%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員のチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下、「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下、「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来からの農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、日常的に実施する。

利用状況調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公開の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 4 年 3 月)	4, 3 1 0 h a	2, 1 4 4 . 8 h a	4 9 . 8 %
3 年後の目標 (令和 7 年 3 月)	4, 1 4 0 h a	2, 5 4 6 . 1 h a	6 1 . 5 %
目 標 (令和 1 3 年 3 月)	3, 8 0 0 h a	3, 2 3 0 h a	8 5 . 0 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 4 年 3 月）	2 人 （ 0. 5 6 ha）	3 法人 （ 0. 9 6 ha）
3 年後の目標 （令和 7 年 3 月）	4 人 （ 1. 1 2 ha）	3 法人 （ 0. 9 6 ha）
目 標 （令和 1 3 年 3 月）	4 人 （ 1. 1 2 ha）	3 法人 （ 0. 9 6 ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のあ

る認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェアへの参加・活用

市・農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人、法人を含む。)の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

伊勢崎市農業委員会は、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力